

「証券取引法等の一部を改正する法律」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う社債等に関する業務規程の一部改正について

1 社債等に関する業務規程（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（用語）</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(23)（略）</p> <p>(24) 指定販売会社 第 6 号に規定する口座管理機関のうち、発行者との契約に基づき、投資信託受益権の募集の取扱い（<u>金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 8 項第 9 号に規定する募集の取扱いをいう。</u>）及び私募の取扱い（<u>同号に規定する私募の取扱いをいう。</u>）並びに収益分配金、解約代金及び償還金の支払等の業務を行う者として、あらかじめ機構に登録された者をいう。</p> <p>(25)～(40)（略）</p> <p>（短期社債等の範囲）</p> <p>第 8 条 機構は、次に掲げるもののうち、法第 13 条第 1 項の規定に基づき機構がその発行者の同意を得たものであって、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、短期社債等として機構の振替業において取り扱う。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）第 139 条の 12 第 1 項に規定する短期投資法人債</u></p> <p>(3)～(8)（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（一般債の範囲）</p> <p>第 8 条の 2 機構は、次に掲げるもの（前条に規定するものを除く。以下この条において「一般社債等」という。）のうち、法第 13</p>	<p>（用語）</p> <p>第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(23)（略）</p> <p>(24) 指定販売会社 第 6 号に規定する口座管理機関のうち、発行者との契約に基づき、<u>投資信託受益権の募集及び売出し等の取扱い並びに収益分配金、解約代金及び償還金の支払等の業務を行う者として、あらかじめ機構に登録された者をいう。</u></p> <p>(25)～(40)（略）</p> <p>（短期社債等の範囲）</p> <p>第 8 条 機構は、次に掲げるもののうち、法第 13 条第 1 項の規定に基づき機構がその発行者の同意を得たものであって、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、短期社債等として機構の振替業において取り扱う。</p> <p>(1)（略）</p> <p>（新設）</p> <p>(2)～(7)（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（一般債の範囲）</p> <p>第 8 条の 2 機構は、次に掲げるもの（前条に規定するものを除く。以下この条において「一般社債等」という。）のうち、法第 13</p>

条第 1 項の規定に基づき機構がその発行者の同意を得たもの（当該一般社債等の発行の決定において、当該決定に基づき発行する一般社債等の全部について法の規定の適用を受けることとする旨を定めたものに限る。）であって、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、一般債として機構の振替業において取り扱う。

(1)・(2) (略)

(3) 法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債

(4)～(7) (略)

2 (略)

(投資信託受益権の範囲)

第 8 条の 3 機構は、法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する投資信託の受益権（投資信託契約において分割又は併合の定めのあるものを除く。）のうち、法第 13 条第 1 項の規定に基づき機構がその発行者の同意を得たもの（投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 1 項又は第 49 条第 1 項に規定する投資信託約款をいう。以下同じ。）において、当該投資信託の受益権の全部について法の規定の適用を受けるとする旨を定めたものに限る。）であって、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、投資信託受益権として機構の振替業において取り扱う。

2 前項の場合において、投資信託受益権は次に掲げる要件に該当するものをいう。

(1)～(3) (略)

(4) 金融商品取引所に上場されていないもの

(発行者)

第 12 条 (略)

2～5 (略)

6 投資信託受益権の発行者は、投資運用業

条第 1 項の規定に基づき機構がその発行者の同意を得たもの（当該一般社債等の発行の決定において、当該決定に基づき発行する一般社債等の全部について法の規定の適用を受けることとする旨を定めたものに限る。）であって、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、一般債として機構の振替業において取り扱う。

(1)・(2) (略)

(3) 法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）に規定する投資法人債

(4)～(7) (略)

2 (略)

(投資信託受益権の範囲)

第 8 条の 3 機構は、法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する投資信託の受益権（投資信託契約において分割又は併合の定めのあるものを除く。）のうち、法第 13 条第 1 項の規定に基づき機構がその発行者の同意を得たもの（投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第 25 条第 1 項又は第 49 条の 4 第 1 項に規定する投資信託約款をいう。以下同じ。）において、当該投資信託の受益権の全部について法の規定の適用を受けるとする旨を定めたものに限る。）であって、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、投資信託受益権として機構の振替業において取り扱う。

2 前項の場合において、投資信託受益権は次に掲げる要件に該当するものをいう。

(1)～(3) (略)

(4) 証券取引所に上場されていないもの

(発行者)

第 12 条 (略)

2～5 (略)

6 投資信託受益権の発行者は、その投資信

(金融商品取引法第28条第4項に規定する投資運用業をいう。)の継続が困難となる事由が発生した場合には、直ちに、機構に対し、その旨を書面により届け出なければならない。

(投資信託受益権の発行者による直接募集等)

第12条の2 投資信託受益権の発行者は、直接募集等(発行者がその設定する投資信託受益権について自ら行う募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する募集をいう。) 私募(同項に規定する私募をいう。)又は取得をいう。以下同じ。))を行う場合には、あらかじめ機構に対しその旨を申し出なければならない。

2 機構は、前項に規定する申出を受けたときは、当該発行者を、直接募集等を行う発行者として登録を行う。

3 (略)

(口座管理機関の範囲)

第23条 法第44条第1項第1号から第14号までに掲げる者は、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ機構又は他の口座管理機関から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

(加入者との契約)

第26条 口座管理機関は、第24条の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結する。

(1)~(4) (略)

(5) 当該口座管理機関(法第44条第1項第14号に掲げる者を除く。)が、法第11条第2項に規定する加入者に対して、当該

託委託業の継続が困難となる事由が発生した場合には、直ちに、機構に対し、その旨を書面により届け出なければならない。

(投資信託受益権の発行者による直接募集等)

第12条の2 投資信託受益権の発行者は、その設定する投資信託受益権について、自ら募集等(投資信託及び投資法人に関する法律第27条に規定する募集等をいう。以下この条において同じ。)又は取得を行う場合には、あらかじめ機構に対しその旨を申し出なければならない。

2 機構は、前項に規定する申出を受けたときは、当該発行者を、自ら募集等又は取得(以下単に「直接募集等」という。)を行う発行者として登録を行う。

3 (略)

(口座管理機関の範囲)

第23条 法第44条第1項第1号から第15号までに掲げる者は、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ機構又は他の口座管理機関から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

(加入者との契約)

第26条 口座管理機関は、第24条の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結する。

(1)~(4) (略)

(5) 当該口座管理機関(法第44条第1項第15号に掲げる者を除く。)が、法第11条第2項に規定する加入者に対して、当該

加入者の上位機関が当該加入者に対して
負う法第 80 条第 2 項又は第 81 条第 2 項
に規定する義務の全部の履行を連帯して
保証すること。

(6)・(7) (略)

2～5 (略)

(間接口座管理機関の名称等の変更の届出
等)

第 29 条 (略)

2 (略)

3 間接口座管理機関は、法第 44 条第 1 項第
1 号から第 14 号までに掲げる者でなくなっ
た場合には、直ちに、機構に対し、その旨
を届け出なければならない。

(間接口座管理機関の承認の取消し)

第 30 条 (略)

2 機構は、間接口座管理機関が次の各号の
いずれかに該当した場合には、その間接口
座管理機関の承認を取り消す。

(1) (略)

(2) 法第 44 条第 1 項第 1 号から第 14 号ま
でに掲げる者でなくなった場合

3～6 (略)

(銘柄情報に係る発行者からの通知)

第 58 条の 36 投資信託受益権の発行者は、
新たに投資信託受益権を発行する場合であ
って、かつ、当該投資信託受益権が投資信
託契約締結当初に係るものであるときは、
機構に対し、当該銘柄に関する情報として、
次に掲げる事項(以下この章において「銘
柄情報」という。)の通知を行わなければ
ならない。

(1)～(13) (略)

(14) 証券投資信託のうち、次に掲げるもの
以外については、投資信託約款に定める
買取り又は償還の価額が当該信託の元本
を下回ることとなる場合においても当該

加入者の上位機関が当該加入者に対して
負う法第 80 条第 2 項又は第 81 条第 2 項
に規定する義務の全部の履行を連帯して
保証すること。

(6)・(7) (略)

2～5 (略)

(間接口座管理機関の名称等の変更の届出
等)

第 29 条 (略)

2 (略)

3 間接口座管理機関は、法第 44 条第 1 項第
1 号から第 15 号までに掲げる者でなくなっ
た場合には、直ちに、機構に対し、その旨
を届け出なければならない。

(間接口座管理機関の承認の取消し)

第 30 条 (略)

2 機構は、間接口座管理機関が次の各号の
いずれかに該当した場合には、その間接口
座管理機関の承認を取り消す。

(1) (略)

(2) 法第 44 条第 1 項第 1 号から第 15 号ま
でに掲げる者でなくなった場合

3～6 (略)

(銘柄情報に係る発行者からの通知)

第 58 条の 36 投資信託受益権の発行者は、
新たに投資信託受益権を発行する場合であ
って、かつ、当該投資信託受益権が投資信
託契約締結当初に係るものであるときは、
機構に対し、当該銘柄に関する情報として、
次に掲げる事項(以下この章において「銘
柄情報」という。)の通知を行わなければ
ならない。

(1)～(13) (略)

(14) 証券投資信託のうち、次に掲げるもの
以外については、投資信託約款に定める
買取り又は償還の価額が当該信託の元本
を下回ることとなる場合においても当該

価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示

イ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第13条第2号イに規定する公社債投資信託

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

ロ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託

ハ (略)

(15) (略)

2~4 (略)

(負担金の額の算定方法)

第59条の4 (略)

2 各口座管理機関(法第44条第1項第14

価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示

イ 有価証券については次に掲げるものに限り投資として運用することとされているもの

(イ) 証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有価証券

(ロ) 証券取引法第2条第1項第7号の2に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券

(ハ) 証券取引法第2条第1項第8号に掲げる有価証券

(ニ) 証券取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券で前(イ)及び前(ハ)に掲げる有価証券の性質を有するもの

(ホ) 証券取引法第2条第1項第10号に掲げる有価証券

(ヘ) 証券取引法施行令(昭和40年政令第321号)第1条に規定する有価証券

(ト) 証券取引法施行令第1条の3に規定する受益権及び証券取引法第2条第2項第二号に規定する権利

(チ) 証券取引法第108条の2第3項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物

ロ その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とするもの

ハ (略)

(15) (略)

2~4 (略)

(負担金の額の算定方法)

第59条の4 (略)

2 各口座管理機関(法第44条第1項第15

<p>号に掲げるものを除く。以下この章において同じ。)の負担金の額は、次の各号に定める定額負担金及び比例負担金の合計の金額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>号に掲げるものを除く。以下この章において同じ。)の負担金の額は、次の各号に定める定額負担金及び比例負担金の合計の金額とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>
--	--

2 社債等に関する業務規程の一部を改正する件(平成18年1月10日)

新	旧
附 則	附 則
<p>(適用)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 特例投資法人債に関する附則第5条第1項第2号及び第2項の規定の適用については、附則第5条第1項第2号中「社債券」とあるのは「投資法人債券(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第18項に規定する投資法人債券をいう。附則第5条第2項において同じ。)」と、附則第5条第2項中「社債券」とあるのは「投資法人債券」とする。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(適用)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 特例投資法人債に関する附則第5条第1項第2号及び第2項の規定の適用については、附則第5条第1項第2号中「社債券」とあるのは「投資法人債券(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第25項に規定する投資法人債券をいう。附則第5条第2項において同じ。)」と、附則第5条第2項中「社債券」とあるのは「投資法人債券」とする。</p> <p>3～6 (略)</p>

3 社債等に関する業務規程の一部を改正する件(平成19年1月4日)

新	旧
附 則	附 則
<p>(特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録又は記載の申請)</p> <p>第5条 特例投資信託受益権(機構が法第13条第1項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものに限る。以下同じ。)についての権利を有する加入者(以下「特例加入者」という。)は、その有する特例投資信託受益権について、機構に対し、振替受入簿の記録又は記載の申請をすることができる。当該申請においては、次に掲げる事項を示さなければならない。</p>	<p>(特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録又は記載の申請)</p> <p>第5条 特例投資信託受益権(機構が法第13条第1項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものに限る。以下同じ。)についての権利を有する加入者(以下「特例加入者」という。)は、その有する特例投資信託受益権について、機構に対し、振替受入簿の記録又は記載の申請をすることができる。当該申請においては、次に掲げる事項を示さなければならない。</p>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 特例投資信託受益権の受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第7項に規定する受益証券をいう。以下同じ。）の番号</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 特例投資信託受益権の受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する受益証券をいう。以下同じ。）の番号</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

4 附則

この改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日（平成19年9月30日）から施行する。

「証券取引法等の一部を改正する法律」及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 社債等に関する業務規程施行規則（平成 15 年 1 月 10 日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>(用語)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 指定金融機関等 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 8 条第 1 項に規定する金融機関又は同条第 2 項に規定する<u>金融商品取引業者等</u>をいう。</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>(社債等に関する重要な通知事項)</p> <p>第 28 条 発行者は次の各号に掲げる事項について決定等を行った場合には、規程第 67 条の規定により、機構に対し書面により通知するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 投資信託受益権の発行者にあつては、<u>投資運用業</u>に係る業務の廃止又は投資信託契約に係る営業譲渡</p> <p>(10) 投資信託受益権の発行者にあつては、発行者が<u>金融商品取引法</u>その他発行者を規制する法律及び法律に基づく命令による処分（投資信託受益権に関して行われたものに限る。）の通知を受けたこと</p> <p>2 (略)</p> <p>(社債等の内容の公示方法等)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>2 機構が、前項の規定により、短期社債等について公示する事項は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 発行残高（短期社債等の取得の申込み</p>	<p>(用語)</p> <p>第 1 条 (略)</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 指定金融機関等 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 8 条第 1 項に規定する金融機関又は同条第 2 項に規定する<u>証券業者等</u>をいう。</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>(社債等に関する重要な通知事項)</p> <p>第 28 条 発行者は次の各号に掲げる事項について決定等を行った場合には、規程第 67 条の規定により、機構に対し書面により通知するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 投資信託受益権の発行者にあつては、<u>投資信託委託業</u>に係る業務の廃止又は投資信託契約に係る営業譲渡</p> <p>(10) 投資信託受益権の発行者にあつては、発行者が<u>投資信託及び投資法人に関する法律</u>その他発行者を規制する法律及び法律に基づく命令による処分（投資信託受益権に関して行われたものに限る。）の通知を受けたこと</p> <p>2 (略)</p> <p>(社債等の内容の公示方法等)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>2 機構が、前項の規定により、短期社債等について公示する事項は、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 発行残高（短期社債等の取得の申込み</p>

の勧誘が私募により行われるものを除く。)

(6) (略)

3～9 (略)

10 機構が、第1項の規定により、投資信託受益権の内容について公示する事項は、次に掲げるものをいう。

(1)～(17) (略)

(18) 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取又は償還の価額が当該信託の元本を下回る場合においても当該価額を超える価額によっては買取又は償還を行うことはない旨の表示

イ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イに規定する公社債投資信託

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

の勧誘が私募(証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募をいう。)により行われるものを除く。)

(6) (略)

3～9 (略)

10 機構が、第1項の規定により、投資信託受益権の内容について公示する事項は、次に掲げるものをいう。

(1)～(17) (略)

(18) 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取又は償還の価額が当該信託の元本を下回る場合においても当該価額を超える価額によっては買取又は償還を行うことはない旨の表示

イ 有価証券については次に掲げるものに限り投資として運用することとされているもの

(イ) 証券取引法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有価証券

(ロ) 証券取引法第2条第1項第7号の2に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券

(ハ) 証券取引法第2条第1項第8号に掲げる有価証券

(ニ) 証券取引法第2条第1項第9号に掲げる有価証券で前(イ)及び前(ハ)に掲げる有価証券の性質を有するもの

(ホ) 証券取引法第2条第1項第10号に掲げる有価証券

(ヘ) 証券取引法施行令(昭和40年政令第321号)第1条に規定する有価証券

(ト) 証券取引法施行令第1条の3に規定する受益権及び証券取引法第2条第2項第二号に規定する権利

(チ) 証券取引法第108条の2第3項の規定により国債証券又は外国国

<p>□ <u>投資信託及び投資法人に関する法律 施行規則第13条第2号ロに規定する親 投資信託</u></p> <p>八（略） (19)（略）</p>	<p><u>債証券とみなされる標準物</u></p> <p>□ <u>その受益権を他の投資信託の受益者 に取得させることを目的とするもの</u></p> <p>八（略） (19)（略）</p>
--	--

2 附則

この改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日（平成19年9月30日）から施行する。